

令和3年度税制改革についての考え方  
－「人」「技術」「企業」「産業」「経済」の課題に対処する－

<u>1.はじめに</u>	2
<u>2. コロナ禍から生活を守る「所得税還付」</u>	2
<u>3.生活を保障する「給付付き税額控除」</u>	3
<u>4.行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」</u>	3
<u>5.正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」</u>	3
<u>6.家計を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」</u>	3
<u>7.経済の落ち込みに対応する「消費税減税」</u>	4
<u>8.構造的な消費低迷に対応する「消費税抜本改革」</u>	4
<u>9.家計と技術革新を支援する「自動車減税」</u>	4
<u>10.気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」</u>	6
<u>11.働き方改革を進める「テレワーク促進税制」</u>	6
<u>12.コロナの悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」</u>	7
<u>13.デジタル投資を進める「ハイパー償却税制」</u>	7
<u>14.企業の改革を促す「ESG促進税制」</u>	8
<u>15.新しいビジネスモデルを支援する「給付付き研究開発税制」</u>	8
<u>16.納税事業者を圧迫する「インボイス制度導入凍結・中止」</u>	8
<u>17.不公平を是正する「国際課税」</u>	8

## 1. はじめに

- 日本経済は人口減少と財政悪化という難題に直面しています。
- 日本経済を復活させるには、1人当りGDPを増加させ、消費を喚起するとともに、持続可能な財政金融政策の運営が必須です。
- 「人」が「企業」を支え、「企業」が「産業」を育て、「産業」が「経済」を成長させるという流れを十分に踏まえ、日本経済を復興させる政策パッケージを構築し、実行していくべきです。
- 「人」が「技術」を生み、「サービス」を生み、「企業」と「産業」と「経済」を支えていきます。その機能が効果的に発揮されることで「人を基軸にした経済循環」が回り続け、経済が発展、成熟して「人」の「生活」を豊かなものにしていきます。
- 現在のそれぞれが抱える課題は、次のとおりです。
  - 「人」：安心できる所得の確保、行き過ぎた格差の是正
  - 「技術」：技術革新を支える人や企業への支援
  - 「企業」：ウィズ・アフターコロナ対応、起業・事業承継環境の改善
  - 「産業」：第4次産業革命と国家間競争への対応
  - 「経済」：人を基軸にした経済循環の目詰まり是正
- 来年度税制改革に当たっては、これらの課題に的確に対応する見直しを行うため、特に重要な事項について、以下のように提案します。

## 2. コロナ禍から生活を守る「所得税還付」

コロナ禍による失職、休業等によって所得が減少している人を支える仕組みを所得税に導入します

- 法人に欠損金が生じた場合、最大10年、法人税を減額することが可能です。  
資本金10億円以下の法人であれば、前年に納税した法人税の全部または一部の還付も受けられます。
- 一方、個人は所得が大幅に減少しても、その年の所得税額が減るだけで、前年の所得税の還付を受けることはできません。
- コロナ禍による個人の減収を政策的に補填しなくては、継続的、安定的な生活を維持できません。そこで、前年より大幅に所得が減少した場合、影響を平準化する制度を導入すべきです。具体的には、前年と当年の所得を合算して除し、所得税を計算し直して還付等を行うべきです。
- 現役世代に対しては、上記の考え方に基つき、平均約10万円の所得税還付を行うべきです。なお、低所得者に対しては20万円の現金給付を行うことで、現金給付と所得税還付を組み合わせた実質的な「給付付き税額控除」を実現します。
- 資産や所得の世代間格差等を踏まえ、世代間公平、若者の負担軽減に配慮した税制を検討します。

## 3. 生活を保障する「給付付き税額控除」

基礎的な所得を保障していくため、「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します

- 我が国ではこれまで、企業が社会保障制度の機能を代替・補完してきましたが、産業構造の変化や競争激化などにより、終身雇用・年功賃金という日本型雇用慣行が崩れ、企業内福祉も脆弱化しています。
- そうした状況を踏まえ、人生において様々なリスクに直面する局面に際し、基礎的な所得を保障していくため、「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。
- 給付を社会保険料の支払いと相殺すること等により、手取りを実質的に底上げすることができます（日本型ベーシックインカム）。

#### 4．行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」

行き過ぎた格差を是正し、格差の固定化を防止するため、金融所得課税の強化を行うとともに、NISA 積立NISA等を拡大すべきです

- 高所得者層は金融資産所得の割合が多く、申告納税者の所得税負担率を見ると、1億円超から急激に負担率が下がっています。こうした状況を踏まえ、所得再分配機能回復の観点から、金融所得課税の強化を行います。
- 老後の資金不足問題や格差の固定化防止等を踏まえ、NISA、積立NISA等を拡大すべきです。

#### 5．正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」

社会保険料負担が重いため正規雇用を躊躇う中小事業者が多い実態を踏まえ、正規雇用の促進を図るために社会保険料を軽減します

- 地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業・小規模事業者には正規雇用増加分の社会保険料事業主負担の半分程度を助成すべきです。

#### 6．家計を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」

生活を守るための家計の自助努力を支援します。

- 家計を支援するため、生命保険料控除、損害保険料控除について、今後の社会保障制度の見直しに応じて現行制度を拡充します。
- 医療介護の自助努力を支援・促進するため、セルフメディケーション税制の対象品（医薬品）の拡大と恒久化、介護諸経費の控除税制を拡充します。

#### 7．経済の落ち込みに対応する「消費税減税」

消費税率を10%から5%に引き下げる減税を、1年間の時限措置として行います

- 消費税をはじめ納税猶予が実施されていますが、これはあくまで猶予であり、猶予が終われば、猶予分も含めて納税しなければなりません。しかし、2年分を納付することは困難な事業者が大半です。
- こうした状況下、新型コロナウイルス感染症拡大による経済の落ち込みも踏まえ、猶予分の支払免除を行うことによって、実質的に消費税率を10%から

5%に引き下げる減税（総額約10兆円）を1年間の時限措置として行うべきです。

## 8．構造的な消費低迷に対応する「消費税抜本改革」

消費税が基幹3税の最大税収税目として固定化する事態を回避するために「令和の消費税抜本改革」を行います。

- 税制はバランスの取れた姿にすべきであり、消費税に過度に依存する税収構造を恒常化させるべきではありません。また、そうした状況が、既に現在でも構造的な消費低迷につながっています。
- 平成は消費税導入と段階的な税率引上げが行われた時代でしたが、導入から30年が経過し、制度的にも様々な問題を抱えています。そのため、国民民主党は「令和の消費税抜本改革」を提唱します。
- 第1に、軽減税率見直し。軽減税率は、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、逆進性対策として適当ではありません。また、税務処理も複雑であり、納税事業者負担を軽減すべきです。
- 第2に、給付付き税額控除。逆進性対策は、所得税減税に給付を組み合わせた給付付き税額控除により行うべきです。コロナ対策の定額給付金でその効果は実証済みであり、今後は恒久的な仕組みとして導入します。
- 第3に、インボイス制度導入の凍結・中止。事業者負担軽減という側面のみならず、個人事業主を含む中小事業者に対する取引排除や値下げ圧力につながり、当該事業者が雇用する従業員の消費者としての消費余力を減殺させます。

## 9．家計と技術革新を支援する「自動車減税」

地方ほど生活必需品である自動車に対し過重な負担を課す税制を改めます。カーボンニュートラル、電動車促進の世界の潮流を踏まえ、技術革新を促進する税制を整備します。

- 自動車税制については、自動車が国民（とくに地方居住者）の生活必需品となっていることや景気への影響を踏まえ、全体として自動車ユーザーの負担を軽減するよう配慮しつつ、カーボンニュートラルや電動車促進の世界の潮流も鑑み、適切な見直しを行います。
- 車検時にかかる自動車重量税について、「当分の間税率」廃止、国分の本則税率の地方税化、「新自動車税」「新軽自動車税」への簡素化により、1.5t未満のマイカーであれば1台当たり4,800円/年の減税を実施すべきです。
- また、自動車税に適用するエコカー減税は、全体として負担軽減になることを前提として、現行よりも高い環境性能を求める新基準を導入します。
- 具体的には、2030年度燃費基準を満たしている場合は、初回と2回目の車検時の免税（100%減税）対象とします（新基準を20%上回る場合に初回と2回目の車検時に免税とする与党案は基準が厳しすぎます）。
- 新基準未達車は初回車検時のみの減税としますが、達成率75%で1回免税、同60%で50%減税、同50%で25%減税とします（与党案は、達成率90%で1回

- 免税、同75%で50%減税、同60%で25%減税にとどまっています)。
- なお、次世代車のうち、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池車 (FCV) 天然ガス自動車は、燃費性能を問わず初回、2回目、3回目の車検時に免税とします (2回のみとの与党案は厳しすぎます)。新基準を20%上回る高性能のハイブリッド車 (HV) も同様とします。
  - クリーンディーゼル車は世界の潮流を踏まえつつ、原則としてガソリン車と同等の扱いを指向しつつ、2年間は激変緩和措置を講じます。
  - 自動車税及び軽自動車税の環境割については、軽減税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、世界の潮流を踏まえ、2030年度基準に合わせた対応を図ります。その際、非課税、1%減税、2%減税の基準は、2030年度基準の達成度75%、60%、50%を基準とします (与党案は、同85%、75%、60%となっています)。
  - なお、自動車取得時にかかる環境性能割の1%分軽減特例は9ヶ月再延長します。
  - コロナ禍に伴う消費の落ち込みの影響を抑えるため、政府・与党は自動車について全体として増税にならないよう調整してきましたが、全体として減税になるように対応することが望ましいと考えます。効果の検証が難しい政策に財源を投入するより、減税 (景気対策)、脱炭素、事実上の歳出拡大の一石三鳥の自動車減税を行うべきです。
  - 高齢者の交通事故対策として、ブレーキとアクセルの踏み間違い等を防ぐ安全装置を装着した車については、減税を深堀すべきです。
  - これらの税制改革は、半導体・AI・衛星通信 自動運転等の技術革新の集大成である自動車の普及を通して、日本の産業と経済を守ることに寄与します。

#### 10. 気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」

気候変動、気候危機、地球温暖化に対する対策は世界共通の課題であり、各国の責務です。「脱炭素」に向けた世界の潮流を踏まえ、「グリーン投資」を行う企業を支える税制で技術革新を促進します。

- 今や気候変動ではなく気候危機と言われる自然環境悪化の中で、技術革新と環境適応を目指し、温暖化ガス削減やエネルギー消費量削減につながる設備・製品・サービスへの投資に大胆な税制優遇を導入します。
- 2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、企業に積極的な投資を促します。脱炭素化に向けた「グリーン投資」に踏み切る企業を対象に税制上の優遇措置を設けます。温暖化ガス削減につながる製品の生産設備の導入や、生産プロセスの省エネルギー化などを対象とします。
- 投資を通じた脱炭素への貢献を示す事業計画の提出を前提として、認定を受ければ税額控除を活用できるようにします。大胆な投資が赤字決算につながる場合には、翌期以降の黒字と相殺する繰越欠損金控除制度を拡充します。投資額の50%か100%を法人税から差し引ける仕組みとし、投資額上限は1000億円、期間は5年間とします (与党案は投資額の5%か10%の控除で、投

資額の上限は500億円で3年間の時限措置となっています)。

- 脱炭素事業計画には、自社製品に対する貢献なのか、他産業に対する貢献(日本の産業・経済全体の競争力向上への貢献)なのかを判別できるようにし、後者の場合には優遇措置を設けます(後者の事例として、電動車普及に資する新型リチウムイオン電池や他産業の電力制御に資するパワー半導体など)。
- 水力のみならず、風力、太陽光、太陽熱、地熱、潮力、潮流、波力、揚力、バイオマスなど、「脱炭素」エネルギーの開発・実用化を促進します。

### 1.1. 働き方改革を進める「テレワーク促進税制」

コロナ禍に伴う企業活動や勤務、労働のあり方の変化を構造的、恒常的なものとして捉え、税制もこれに対応させます。

- コロナ対応もあって働き方改革が進む中、デジタル技術を活かした柔軟な働き方を進める必要があります。
- テレワークのためのモニター・PC購入費用、通信費用、Zoomなどテレワーク関連費用等を特定支出控除の対象とすべきです。
- テレワークに伴うベビーシッター費用等、新たな負担や変化に対しても配慮した税制を検討します。

### 1.2. コロナの悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」

コロナ禍による減収、業績悪化は「災害」です。これを平時の税制で処理することなく、企業や事業者の持続可能性を支援します

- コロナ禍により、多くの企業が前例のない収入減、支出増に直面しており、その悪影響は長期にわたって残る可能性が高いと予想されます。
- コロナ禍が収束し、平時に近い状態に戻るまでの間、欠損金繰越控除は100%とし、繰越期間も無期限とすべきです。

### 1.3. デジタル投資を進める「ハイパー償却税制」

コロナ禍に伴うデジタル・トランスフォーメーション(DX)に直面している企業や事業者を支援し、社会や産業のデジタル化を促進すべきです。

- コロナ禍により、医療、物流、通信等の分野は、ソフトウェアを含め、革新的なシステムを迅速に導入していく必要があります。
- 一定のデジタル投資に対し、取得額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を導入すべきです。
- コロナ後の成長につなげるために、デジタル・環境投資を重視します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったデジタル化の遅れに対応するため、企業に変革を促す優遇策を整えます。デジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるための設備投資やソフトウェアの研究開発にかかる費用について、法人税から控除できるようにします。
- DXに向けた設備投資額の最大100%を法人税から控除する税制を5年間の時限措置で新設します(与党案は5%、2年間)。

- クラウドシステムを通じてデータを共有することで新たなサービスの立ち上げや業務の効率化につなげる企業を支援します。情報セキュリティや安全保障の観点から、自国製クラウドシステムを優遇します。
- ソフトやIT機器への投資計画を国が認定する仕組みとします。優遇を受けるためには、①売上高の1%以上を投資（与党案は0.1%以上）、②サイバーセキュリティ監査を受ける、DXによる生産性向上の達成目標を示す、などの要件を満たす必要があります。
- 研究開発にかけた投資額を法人税から控除できる研究開発税制を拡大します。クラウド向けのソフト開発を控除の対象に加えます。また、従来はソフトをパソコンにインストールして使うのが主流でしたが、AIや自動運転の制御などのサービスをクラウドを介して外部に提供する手法が増えていることに対応します。
- 研究開発税制について、控除上限を最大45%から同100%に引き上げます（与党案は50%）。

#### 14．企業の改革を促す「ESG促進税制」

SDGsが世界共通の課題となり、ESG投資の影響が大きくなる中、企業のESG活動を支援します。

- ESGを行う企業の申告に基づいて、税制優遇を行います。

#### 15．新しいビジネスモデルを支援する「給付付き研究開発税制」

日本の技術力、競争力が、起業や新しいビジネスにつながることで、産業と経済を支える要諦であることを踏まえ、スタートアップ企業を支援します。

- 最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指すスタートアップ企業を支援していくことは、社会が直面する課題解決につながります。
- 研究開発型スタートアップ企業は初期段階から多額の投資が先行するため、創業後の一定年数を支えるために、当該期間が赤字決算の場合、研究開発費の控除割合分の給付を受けられるようにします。

#### 16．納税事業者を圧迫する「インボイス制度導入凍結・中止」

インボイス制度の導入は、事業者負担が大きく、取引排除等の弊害もあり、税制及び実務を複雑化することから、「百害あって一利なし」です。

- 複数税率制度は、事業者に過度な負担をかけるばかりか、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、「逆進性対策」としても適当ではありません。
- 複数税率制度及びインボイス制度は廃止すべきです。最低限、中小企業が経営再建に注力できるよう、インボイス制度を凍結します。

#### 17．不公平を是正する「国際課税」

経済のグローバル化の恩恵を受けている多国籍起業、プラットフォーマー、ビ

ックテック企業が相応の納税を行っていない不公平を是正します

- 多国籍企業による租税回避を防ぐため、法人税に最低税率を設けるよう、国際的な協調を進めるべきです。
- GAFA等の巨大IT企業などが、ビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態に対し、国際的な議論が進んでいる状況を踏まえ、デジタル課税の枠組みづくりを進めます。

以 上